

川崎市内介護保険サービス事業所 管理者様  
(地域交流スペース設置事業所)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長  
事業者指導担当課長

地域交流スペースにおける新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

日頃から、本市の高齢者福祉に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、国通知等を電子メールで配信しておりますが、「地域交流スペース」の利用に係る留意事項を以下のとおりまとめましたので、御対応くださいますようお願いいたします。

- 1 不特定多数の方が参加するイベント等の開催を予定している場合は、可能な限り、延期又は中止をご検討ください。
- 2 やむを得ずイベント等を開催する場合は、参加者に対して、地域交流スペース集合前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には、参加を見送ることを依頼してください。  
なお、過去に発熱があった場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、参加を見送るよう依頼してください。

※ 新型コロナウイルス感染症について相談がある場合は、「川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター（044-200-0730）」に御相談ください。

3 その他

今後も、随時、川崎市ホームページ・厚生労働省ホームページ等で情報提供を行います。  
事業所内で情報を共有いただきますようお願いいたします。

☆参考資料（介護保険最新情報 Vol.769 令和2年2月24日

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。

社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。